

別表 1 (第 2 条関係)

補助対象者	補助事業の内容	補助対象経費	補助額
本町に在住する者又は本町に所在する事業所等に勤務する者及びその団体（5人以上）等	人材育成のための事業	講師謝金、旅費、使用料・借上料、通信費、備品購入費、その他事業実施に必要な経費で町長が認めるもの	補助対象経費の3分の2以内で、15万円を限度とする。
	伝統・文化の継承のための事業		
	地域の自然環境の保全、生活環境の改善及び地域づくり意識の高揚のための事業		
	国内地域間交流事業		
	国際交流事業① 国際交流を目的に個人又は所属団体の一員若しくは代表として海外に渡航する場合	海外渡航に要する経費（団費等）で町長が認めるもの	個人負担の額が2万円を超える場合、別表2に定める以内の額。ただし、団体にあつては、総額30万円を限度とする。
国際交流事業② 国際交流のために必要な知識・情報を収集するための研修会等の開催	講師謝金、旅費、会場借上料その他、研修会等の開催に必要な経費で町長が認めるもの	補助対象経費の3分の2以内で、30万円を限度とする。	
国際交流事業③ ホームステイ受入れ事業	異文化交流や日本風土等の案内にかかる経費で町長が認めるもの	10日以上を受入れを対象とし、4万円を限度とする。	
国際交流事業④ 外国の国際交流団体の受入事業	受入団体が負担する外国人に係る受入経費で町長が認めるもの	2日以上を受入を対象とし、補助対象経費の2分の1以内の額。ただし、30万円を限度とする。	

	国際交流事業⑤ 国際交流及び国際協力を推進するために必要と認める事業	実施事業に必要な経費で町長が認めるもの	1. 補助対象経費の範囲内において町長が認める額。ただし、他団体等からの助成を受けるときは、その額を差し引いた額を対象経費とする。 2. 公共団体が派遣する海外協力隊などの国際協力事業に参加する場合は、別途考える。
	雇用の創出又は交流人口の拡大を目標とする事業	雇用の創出又は交流の人口を目標とする事業にかかる経費で町長が必要と認めるもの	補助対象経費の4分の3以内の額とする。ただし、限度額を30万円とする。
	その他、第1条の目的を達成するための事業で町長が認める事業	講師謝金、旅費、使用料・借上料、通信費、備品購入費、その他事業実施に必要な経費で町長が認めるもの	補助対象経費の範囲内において町長が認める額。
地縁系の団体	地域コミュニティの活性化を図るための事業	講師謝金、旅費、使用料・借上料、通信費、備品購入費、その他事業実施に必要な経費で町長が認めるもの	補助対象経費の3分の2以内で、15万円を限度とする。

※ 国際交流事業において対象とならない事業の基準

- (1) 会社の業務や留学並びに語学研修（学校企画含む）など、私的な海外渡航
- (2) 授業の一環としての海外渡航（修学旅行に類するもの）

(3) 見学目的が中心で、交流活動が中心でない海外渡航

- ※ 全項目においてその規定にかかわらず特に町長が必要と認めるときは、補助対象経費の範囲内において町長が認める額。
- ※ 補助対象経費は、他団体等からの助成額及び入場料等による収入額を差し引いた額とする。
- ※ 「地縁系の団体」とは、地域コミュニティの最も基礎的な組織である自治会を含んだところの地域団体を指します。
- ※ 全ての事業において、申請団体が実施するイベントの開催は通算3回までを補助対象とする。

別表 2 (第 2 条関係) (国際交流事業①)

(単位: 円)

対象経費	補助金	対象経費	補助金 (率)
1, 000, 001以上	210, 000	500, 000以下	100, 000
1, 000, 000以下	200, 000	450, 000以下	90, 000
950, 000以下	190, 000	400, 000以下	85, 000
900, 000以下	180, 000	350, 000以下	80, 000
850, 000以下	170, 000	300, 000以下	75, 000
800, 000以下	160, 000	250, 000以下	70, 000
750, 000以下	150, 000	200, 000以下	65, 000
700, 000以下	140, 000	150, 000以下	55, 000
650, 000以下	130, 000	100, 000以下	1 / 2
600, 000以下	120, 000		
550, 000以下	110, 000		